

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月12日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第58号

## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の退職手当に関する条例（昭和33年墨田区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「という。）」の次に「その他の規程」を加え、「以下同じ」を「）」の数（以下「勤務日数」という）に改め、「18日」の次に「（1か月間の日数（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年墨田区条例第4号。以下「勤務時間条例」という。）第18条第1項の規定その他の規程による週休日等（勤務時間条例第4条及び第5条の規定による週休日、勤務時間条例第10条及び第11条の規定による休日並びに勤務時間条例第12条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）に相当する日は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該20日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「職員みなし日数」という。）」を加える。

第3条第2項中「（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。）が18日」を「が職員みなし日数」に改め、同条第3項中「18日」を「職員みなし日数」に改める。

第10条第4項各号列記以外の部分を次のように改める。

第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等及び勤務時間条例第18条第1項の規定その他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。）のあつた月を除く。）をいう。

第10条第4項第2号、第5号及び第6号中「次条第4項において」を「以下」に改め、同項第8号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の次に「（平成3年法律第110号）」を加え、「次条第4項において」を「以下」に改め、同項第9号中「育児短時間勤務等」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）」を加える。

第11条第2項及び第13条第2項中「常時勤務を要する職員について定められ

ている勤務時間以上勤務した日が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第4項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 高齢者部分休業（地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。）の期間

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和4年墨田区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項の改正規定を削る。